

(別添)

評 価 基 準

評価項目	判断基準		評価点	評価のポイント
	内 容	配点		
業務の実施体制	電気工事士法に精通した者による実施実施体制が整っている。(相対評価)			
	①特に優れている。	20点		
	②優れている。	10点		
	③普通である。	0点		
業務理解度	本事業の業務目的に沿った提案がなされている。(相対評価)		評価点	評価のポイント
	①特に優れている。	10点		
	②優れている。	5点		
	③普通である。	0点		
免状交付に関する行政サービスの向上	免状交付の行政サービスの向上に有効な提案がされている。(絶対評価)		評価点	評価のポイント
	①申請の受付場所4市町村以上	30点		
	②申請の受付場所2市町村又は3市町村	10点		
	③申請の受付場所1市町村	0点		
	①受付曜日は、平日に加え、「土曜日かつ日曜日かつ祝祭日」を含む。	15点		
	②受付曜日は、平日に加え、「土曜日又は日曜日又は祝祭日のいずれかの曜日」を含む。	10点		
	③受付曜日は、平日のみ	0点		
	①受付時間は、県の受付時間より1時間以上長い。	10点		
	②受付時間は、県の受付時間より30分以上長い。	5点		
	③受付時間は、県と同様	0点		
	①上記の他に、行政サービスの向上に有効な提案が複数ある。	10点		
	②上記の他に、行政サービスの向上に有効な提案が1つある。	5点		
	③上記の他に、行政サービスの向上に有効な提案はない。	0点		
	参考見積(業務コストの妥当性)	提案者の参考見積額(A)と委託料予算額(B)の比率 A/B (絶対評価)		評価点
①0.8未満		5点		
②0.8以上、0.9未満		3点		
③0.9以上、0.95未満		1点		
④0.95以上		0点		
合計				

※1 平日とは、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日の5日間を示す。

※2 免状の交付申請に係る県の受付時間とは、午前8時30分から午後5時15分までを示す。